

高崎市創業者融資保証料補助 及び利子補給のご案内

高崎市は、創業を目指す元気ある方を支援し、市内への創業の促進、市の活性化及び雇用の促進を図ることを目的に、補助・補給制度を設けています。

本制度の趣旨をご理解の上、是非ご活用ください。

■ ご利用いただける方(対象者)

高崎市内で創業するための資金(借換資金は除きます。)を

次の融資制度を利用して融資を受けた法人又は個人で、次のすべての要件に該当する方

1 地方公共団体が実施する融資制度

例) 創業支援資金(高崎市)

創業者・再チャレンジ支援資金(群馬県)

2 政府系金融機関が実施する融資制度

例) 新規開業資金(日本政策金融公庫)

女性、若者/シニア起業家資金(上記に同じ)

3 民間金融機関が実施する上記1・2の創業資金の

標準的な条件に準ずるもので市長が認めた融資資金

- (1) 過去に事業歴がなく、創業するための融資を受けた時点で、新たに創業する者又は創業後1年未満の者であったこと
- (2) 高崎市内に新たに主たる事業所(並びに法人の場合は本店も)を設置し、市内で引き続き事業を営んでいること
- (3) 法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者は、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること
- (4) 市町村税を完納していること

■ 補助・補給内容

信用保証料補助	対象となる融資に係る信用保証協会に支払った信用保証料全額を補助
利子補給	対象となる融資を受けた日から5年間の支払利子全額を補給 (返済遅延による利子は、利子補給の対象となりませんのでご注意ください。)

※年2回、半年ごとの申請によりお支払いいたします。

■ 申請期間

交付認定申請書の提出・・・融資を受けた日から1か月以内

交付申請書の提出・・・1月から6月支払分を7月中、7月から12月支払分を1月中旬
年2回、2回目以降も毎回期間内に申請が必要

問い合わせ及び申請先

高崎市商工振興課金融担当(高崎市役所13階)

〒370-8501 高崎市高松町35-1

☎ 027-321-1258(直通)

※「交付認定申請書」・「交付申請書」・「交付認定内容等の変更届」は、市のホームページからダウンロードできます。

■ 手続きの流れ

(1) 交付認定申請書の提出

対象となる融資を受けた日から1か月以内

対象者は、対象となる融資を受けた日から1か月以内に「高崎市創業者融資保証料補助・利子補給金交付認定申請書」に必要書類を添えて、直接窓口へ持参してください。



- ①金融機関、地方公共団体が発行する融資の事実を確認できるもの
（「融資決定通知書」「計算書」「お支払額明細書」の写し）
- ②金融機関が発行する「返済予定表」の写し（融資期間全部のもの）
- ③「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」の写し（保証協会利用の場合のみ）
（保証協会発行のもので、金融機関からご利用者に渡されます。）
- ④許認可等を要する業種にあっては、許可証等の写し
- ⑤高崎市で事業を開始したことが確認できるもの
個人・「個人事業開業届出書」（税務署に提出したもの）の写し等
法人・「履歴事項全部証明書」（法務局で発行）等
- ⑥事業所・店舗の位置が確認できる住宅地図等
- ⑦創業計画書、所得証明書の写し2年分（高崎市創業支援資金利用者は不要）
- ⑧誓約書
その他市の指定する書類

(2) 交付認定書の交付

審査後、対象者には「高崎市創業者融資保証料補助・利子補給金交付認定書」を送付します。

(3) 交付申請

7月と1月の年2回

「高崎市創業者融資保証料補助・利子補給金交付申請書」に必要書類を添えて郵送または窓口にて申請してください。



- ①(2)で交付した「高崎市創業者融資保証料補助・利子補給金交付認定書」の写し
- ②金融機関が発行する「返済予定表」の写し
- ③申請期間の返済事実が確認できるもの（通帳の写し等）
- ④市内で事業を継続している事実が確認できる書類（「確定申告書」の写し等）
- ⑤振込み指定口座の通帳の写し（通帳中面の名義人がカタカナで記載されているページ）
- ⑥市町村税の完納証明書
その他市の指定する書類

(4) 交付決定

申請内容確認後、交付決定通知書を送付します。

交付決定からおおよそ3週間後に指定された口座に補助金を振り込みます。

※保証料補助は全額補助、利子補給は5年間の利子を全額補給となりますので、1回目の交付後も半年ごとに、申請期間内に交付申請の手続きが必要となります。

■ 注意事項

交付認定を受けた融資内容等に変更があった場合は、速やかにご連絡の上、「交付認定内容等の変更届」に必要書類を添えて届け出してください。

☆条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。

☆繰上償還等により保証協会から信用保証料の返戻金が生じた場合は、その金額を市に返還していただきます。

☆事業を廃止（倒産）した場合、市内での事業をやめた（事業所・本店を市外に移転した）場合、対象融資に係る取扱金融機関への元利金返済が6月にわたり滞った場合、又は対象融資に係る代位弁済を受けた場合は、その時点（月）で補助・補給は終了します。